

新型コロナウイルス感染症の影響に係る後期高齢者医療保険料の減免の特例
に関する規則

（ 令 和 2 年 5 月 2 1 日 ）
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 1 1 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例（平成 1 9 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 2 5 号。以下「条
例」という。）第 1 7 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、新型コロナウイルス
感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対して大阪府後期高齢者医
療広域連合が行う保険料の減免の特例に関し必要な事項を定めるものとす
る。

（保険料の減免）

第 2 条 大阪府後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）
は、次の各号のいずれかに該当する被保険者の保険料について、それぞれの
基準により算定した額を減免することができる。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、その者の属する世帯の主たる生計維
持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者 同一世帯に属する被保険者の保
険料額の全部

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その者の属する世帯の主たる
生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業
収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでに掲げる全ての
事項に該当する者 別表第 1 で算出した対象保険料額に別表第 2 の前年の
合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、
損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業

収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。

ウ 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項に該当する場合における減免の対象となる保険料は、令和4年度分の保険料及び令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年4月以後に普通徴収の納期限が到来する令和3年度相当分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの及び令和4年度末に資格を取得したこと等により令和5年4月以後に普通徴収の納期限が到来する令和4年度相当分の保険料（以下「令和4年度分の保険料」という。）とする。

3 第1項第2号の減免額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（減免事由が重複する場合）

第3条 前条第1項に規定するいずれの基準にも該当する被保険者については、減免額が最も大きくなるものを適用する。

（減免の申請等）

第4条 保険料の減免の申請等については、大阪府後期高齢者医療広域連合後

期高齢者医療に関する条例施行規則（平成２０年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第４号）第３１条（第３号に係る部分を除く。）、第３２条第１項から第３項まで、第３３条第１項及び第２項、第３３条の２第１項及び第２項の規定を準用する。この場合において、同規則第３１条第１号中「条例第１７条第１項第１号」とあるのは「新型コロナウイルス感染症の影響に係る後期高齢者医療保険料の減免の特例に関する規則（以下「特例規則」という。）第２条第１項第１号」と、「罹災証明書その他広域連合長が必要と認める書類」とあるのは「死亡又は重篤な傷病を負ったことが確認できる診断書その他広域連合長が必要と認める書類」と、同条第２号中「条例第１７条第１項第２号」とあるのは「特例規則第２条第１項第２号」と読み替えるものとする。

- ２ 保険料の減免の申請は、令和５年１２月３１日までに行わなければならない。

（細則）

第５条 この規則の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- １ この規則は、公布の日から施行し、令和２年２月１日から適用する。

附 則

（施行期日）

- １ この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この規則による改正後の新型コロナウイルス感染症の影響に係る後期高齢者医療保険料の減免の特例に関する規則の第２条第２項及び第４条第２項の規定は、令和３年度分の保険料に適用し、令和元年度分及び令和２年度

分の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の新型コロナウイルス感染症の影響に係る後期高齢者医療保険料の減免の特例に関する規則の第2条第2項及び第4条第2項の規定は、令和4年度分の保険料に適用し、令和2年度分及び令和3年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

対象保険料額＝A×B／C
A：同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額
B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が 2 以上ある場合はその合計額）
C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

別表第 2（第 2 条関係）

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
3 0 0 万円以下	全部
3 0 0 万円を超え 4 0 0 万円以下	1 0 分の 8
4 0 0 万円を超え 5 5 0 万円以下	1 0 分の 6
5 5 0 万円を超え 7 5 0 万円以下	1 0 分の 4
7 5 0 万円を超え 1, 0 0 0 万円以下	1 0 分の 2

備考 世帯の主たる生計維持者の収入の減少が事業等の廃止又は失業による場合は、左欄の区分にかかわらず、対象保険料額の全部を免除とする。